

# JIS

## エチレンジアミン四酢酸二水素 二ナトリウム二水和物（試薬）

JIS K 8107 : 2017

(JRA/JSA)

平成 29 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

## 日本工業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	千葉 光 一	関西学院大学
(委員)	今井 勇	一般社団法人日本ゴム工業会
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大野 香代	一般社団法人産業環境管理協会
	小川 修	一般社団法人日本塗料工業会
	嘉藤 鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	倉品 秀夫	公益社団法人自動車技術会
	小森 亨一	一般社団法人日本分析機器工業会
	斉藤 良	日本プラスチック工業連盟
	四角目 和広	一般財団法人化学物質評価研究機構
	高津 章子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	中島 眞理	株式会社ブリヂストン
	中村 優	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	野中 玲子	一般社団法人日本化学工業協会
	保倉 明子	東京電機大学
	松永 直樹	拓殖大学
	三浦 安史	石油連盟
	森川 淳子	東京工業大学
	山崎 初美	主婦連合会
	山田 美佐子	一般財団法人日本消費者協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 30.3.5 改正：平成 29.2.20

官 報 公 示：平成 29.2.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本試薬協会

(〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 3-4-18 昭和薬貿ビル TEL 03-3241-2057)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 千葉 光一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 種類	2
4 性質	2
4.1 性状	2
4.2 定性方法	2
5 品質	3
6 試験方法	3
6.1 一般事項	3
6.2 純度 ( $C_{10}H_{14}N_2Na_2O_8 \cdot 2H_2O$ )	4
6.3 水溶状	5
6.4 pH (50 g/L, 25 °C)	5
6.5 塩化物 (Cl)	6
6.6 硫酸塩 ( $SO_4$ )	6
6.7 銅 (Cu), 鉛 (Pb) 及び鉄 (Fe)	7
6.8 ニトリロ三酢酸 [(HOCOCH <sub>2</sub> ) <sub>3</sub> N]	9
7 容器	10
8 表示	10
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	11
解 説	13

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本試験協会（JRA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

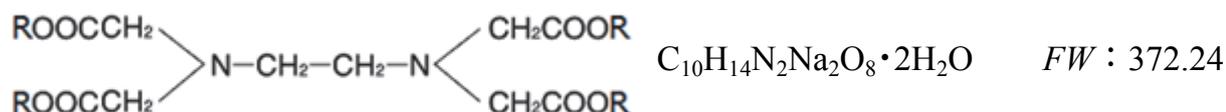
これによって、**JIS K 8107:2006** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

エチレンジアミン四酢酸二水素  
二ナトリウム二水和物（試薬）

Disodium dihydrogen ethylenediamine tetraacetic acid dihydrate



R は、2：2 の比率の Na 又は H

## 序文

この規格は、1983 年に第 1 版として発行された ISO 6353-2:1983, Reagents for chemical analysis—Part 2: Specifications—First series R12 (Ethylenedinitrilo) tetraacetic acid, disodium salt dihydrate を基とし、技術の進歩を反映し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JA に示す。

## 1 適用範囲

この規格は、試薬として用いるエチレンジアミン四酢酸二水素二ナトリウム二水和物について規定する。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 6353-2:1983, Reagents for chemical analysis—Part 2: Specifications—First series R12 (Ethylenedinitrilo) tetraacetic acid, disodium salt dihydrate (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1 に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS H 6202 化学分析用白金皿

JIS K 0050 化学分析方法通則

JIS K 0117 赤外分光分析方法通則

JIS K 0121 原子吸光分析通則

JIS K 0124 高速液体クロマトグラフィー通則

JIS K 1107 窒素

JIS K 8001 試薬試験方法通則

JIS K 8005 容量分析用標準物質